破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２１３７号
札幌市西区西野８条８丁目２番10号
破産者　丸谷　康照
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月17日午後１時30分
平成22年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３８号
札幌市西区西野８条８丁目２番10号
破産者　丸谷　昭子
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月17日午後１時30分
平成22年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
福岡県久留米市合川町93番地６
破産者　小佐井宏徳
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月２日午前10時30分
平成22年12月14日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８２６号
札幌市厚別区厚別北２条５丁目２番６―209号
破産者　村上　妙子
1　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
2　一般調査期日　平成23年２月22日午後３時
平成22年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９１号
神戸市長田区二番町３丁目１番地　市住１―503号、住民票上の住所神戸市長田区長田天神町２丁目１番３―502号
破産者　三木　　茂
1　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
2　一般調査期日　平成23年２月17日午後１時30分
平成22年12月13日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８６号
埼玉県川口市芝西２丁目11番７号　第一松本マンション206号
破産者　中嶋　吉英
1　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
2　一般調査期日　平成23年２月28日午前10時
平成22年12月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７４号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目２番37号
破産者　塚本　哲雄
1　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午後２時30分
平成22年12月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３３４号
香川県高松市木太町1981番地１
破産者　中村　由佳
1　破産債権の届出期間　平成23年１月25日まで
2　一般調査期日　平成23年３月15日午前11時
平成22年12月14日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１７３６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目18番３号　グリーンハイツ羽曳が丘102号室、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目３番27号
破産者　竹田　忠司
1　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月３日午後３時
平成22年12月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５９号
埼玉県川口市末広１丁目17番３―312号　第２川口ハイツ、旧住所埼玉県川口市北原台２丁目13番６―410号　モアステージ東川口
破産者　工藤　英明
1　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午後２時45分
平成22年12月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11
破産者　佐藤　　実
1　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午前11時30分
平成22年12月14日
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０２号
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11
破産者　佐藤ヒロ子（旧姓平田）
1　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午前11時40分
平成22年12月14日
福島地方裁判所いわき支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１９２号
山口県宇部市大字小野8047番地１
破産者　岡本　吉春
異議申述期間　平成23年１月18日まで
平成22年12月14日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１５８号
宮崎市大字島之内11109番地
破産者　日髙　兼之
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月14日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第５６号
名古屋市千種区法王町２丁目５番地の７
清算株式会社　株式会社怡和
代表清算人　渡邉　一平
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第２１３８号
東京都新宿区赤城元町１番31号
清算株式会社　株式会社頌美堂
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第７号
埼玉県三郷市三郷２丁目２番19号
清算株式会社　株式会社ＭＲ商事
代表清算人　塩見四子男
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　別紙（省略）記載の各協定債権者は、特別清算会社に対し、別紙（省略）記載の各協定債権につき、その債務の全部を免除する。
2　特別清算会社は、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２２年（ヒ）第８号
埼玉県三郷市三郷２丁目２番19号サクセスビル202
清算株式会社　株式会社ＫＲ商事
代表清算人　塩見四子男
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　別紙（省略）記載の各協定債権者は、特別清算会社に対し、別紙（省略）記載の各協定債権につき、その債務の全部を免除する。
2　特別清算会社は、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
さいたま地方裁判所越谷支部